

## 令和4年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日(火) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(11人)

会長(10番) ~~渡邊~~和夫 職務代理者(3番) 富永 得治  
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛  
(5番) 宮原 清人 ~~(6番) 川邊~~美津子 (7番) 平川 真由美  
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行  
地区推進委員  
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東~~明継~~ 中竹~~宏一~~  
杉本~~和博~~

4. 欠席委員：農業委員(2人) 最適化推進委員(3人)

5. 議事日程

- 日程第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第3 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第5 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博  
農地係長 田端 忠

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は会長が欠席のため、相良村農業委員会会議規則第16条の規定により、職務代理者が議長として議事を進行させていただきます。また、6番委員と10番委員と深水地区推進委員、柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、4番委員、5番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件は58件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第32号農地法第3条第の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字上原、地目は田が1筆、畑が1筆、合計面積は4,106㎡です。権利種別は3条の使用貸借で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>はい、座ったままで報告します。7日の日に受け手と出し手に会いまして、確認を取ってきました。現地は図面を見てもらえば分かりますが、前のほうが柿の木、後ろのほうが栗の木が植えてあります。それを手入れしながら作業していきますとのことでした。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字深水字植竹、地目は畑が1筆、面積は861㎡です。転用目的は育苗施設です。5条の許可申請の土地と合わせてアスファルト舗装を施工し、水稻の時期以外は駐車場やイベント時の会場等として利用する計画です。建物等はないので隣接する農地に対して日光を遮ったり、風通しが悪くなったりするなどの影響はありません。また、排水は申請地の南側にある排水路に勾配をつけて排水する予定です。申請地は農用地区域外の第2種農地です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について担当地区の委員が欠席されていますが、いかがいたしましょうか。</p>
事務局	<p>担当地区委員から連絡がありまして、現地で確認しております。議案のとおり間違いありませんとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご</p>

	意見ありませんか。
2 番委員	場所はどこかな。
事務局	ここがスタンドでして、その隣がこの後の 5 条で申請分になり、4 条申請の土地と合わせてアスファルト舗装して育苗施設という形での申請です。
4 番委員	三角の土地が残ることになるとね。
事務局	はい。4 条申請の分は農協が取得した土地で、取得に合わせて今回の申請になったということです。
議長	スタンドを作るときに購入していたんでしょうかね。
1 番委員	為になることなのでいいと思います
議長	他にご意見ございませんか  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。  (異議なしの場合)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見について
議長	次に、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番と 2 番については、譲受人が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見

	<p>について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字深水字植竹、地目は田が 1 筆、面積は 542 m<sup>2</sup>です。転用目的は、先ほど説明いたしました 4 条の許可申請と同じ育苗施設で土地代金は 1 筆で 542,000 円です。</p> <p>番号 2、大字深水字植竹、地目は畑が 1 筆、面積は 491 m<sup>2</sup>です。転用目的は、先ほどと同じ育苗施設で賃借料は 1 年で 10,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>これについても連絡は受けていますか。</p>
事務局	<p>はい、先ほどの 4 条と同様です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 35 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 35 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字川辺字別府原、地目は田が 1 筆、面積は 3,077 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 1 筆で玄米 150kg です。以上です。</p>

議長	この件についても連絡はありましたか。
事務局	はい、こちらも原案のとおり問題ありませんとのことでした。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番についてですが、9番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。  (9番委員・退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上高原、中溝、岩坂、赤坂、蜻木、堀内、地目は田が5筆、畑が15筆、合計面積は32,002㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	7日の日に2番委員と本人に確認に行ってきました。議案のとおり間違いありませんでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで9番委員の入室を許可します。</p> <p>(9番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に3番についてですが、5番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(5番委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が2筆、合計面積は1,657㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、10月10日に本人さんのところに行って確認してきました。再設定で記載されているとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に4番、5番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字平、地目は畑が1筆、面積は2,106㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号5、大字柳瀬字上原、地目は田が1筆、面積は1,334㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>はい、報告します。出しての方に会ってきました。受け手については、電話で確認を取りました。議案に書いてあることに間違いなさそうです。受け手につきましては、ミシマサイコ・薬草を作りたいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番から31番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>

事務局

番号 6、大字川辺字別府原、地目は田が 1 筆、面積は 2,804 m<sup>2</sup>です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年です。

番号 7、大字川辺字中高原及び岩坂、地目は畑が 2 筆、合計面積は 1,109 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 8、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 1,852 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 9、大字川辺字中高原、上永坂、岩坂、地目は畑が 3 筆、合計面積は 5,675 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 10、大字川辺字中高原及び岩坂、地目は畑が 3 筆、合計面積は 4,432 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 11、大字川辺字上高原、岩坂、赤坂、地目は畑が 6 筆、合計面積は 6,197 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 12、大字川辺字上高原及び堀内、地目は畑が 4 筆、合計面積は 3,725 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 13、大字川辺字中高原、地目は畑が 5 筆、合計面積は 13,003 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 14、大字川辺字上高原、堀内、城ノ平、地目は畑が 6 筆、合計面積は 7,471 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 15、大字川辺字上高原、岩坂、赤坂、地目は畑が 7 筆、合計面積は 9,952 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用

権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号16、大字川辺字上高原、赤坂、堀内、地目は畑が11筆、合計面積は10,838㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号17、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑が3筆、合計面積は8,385㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号18、大字川辺字中高原及び岩坂、地目は畑が4筆、合計面積は5,046㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は4筆で24,590円です。

番号19、大字川辺字上高原、赤坂、城ノ上、地目は畑が7筆、合計面積は14,830㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号20、大字川辺字城ノ平、地目は畑が3筆、合計面積は2,163㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号21、大字川辺字上高原、堀内、城ノ平、城ノ上、地目は畑が11筆、合計面積は28,257㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号22、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は1,974㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号23、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は695㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号24、大字川辺字赤坂、地目は畑が3筆、合計面積は6,801㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

	<p>番号 25、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 940 m<sup>2</sup>です。賃貸借再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。</p> <p>番号 26、大字川辺字上高原、地目は畑が 1 筆、面積は 2,149 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 27、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 1,395 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 28、大字川辺字中高原、地目は畑が 1 筆、面積は 1,180 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 29、大字川辺字岩坂、地目は畑が 2 筆、合計面積は 1,237 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 30、大字川辺字上高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 5,311 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 31、大字川辺字中高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 1,366 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。 番号 1、大字四浦東字小栗毛、地目は田が 3 筆、合計面積は 458 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 458,000 円、10 a 当たりに換算すると 1,000,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 4 番委員に報告をお願いします。</p>
4 番委員	<p>はい、10 月 6 日に聞き取りを行いましたところ、提出議案に異常ございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 4 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字朝の迫、地目は畑が 1 筆、面積は 3,479 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,000,000 円、10 a 当たりに換算すると 287,439 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>はい、10 月 3 日の 8 時に現地を確認しております。議案のとおり内容に間違いありません。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字実、地目は畑が1筆、面積は2,471㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は828,000円、10aあたりに換算すると335,087円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>はい、10月3日に現地を確認しております。議案内容のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は5,817㎡です。</p>

	<p>所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,160,000 円、10 a 当たりに換算すると 199,415 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>はい、これは 10 月 4 日の日に現地も確認しております。現況が樹園地になっておりますが、現在の現況は畑地で、牧草を植えてあります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 36 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、大字川辺字別府原、地目は田が 1 筆、面積は 2,804 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上永坂及び岩坂、地目は畑が2筆、合計面積は2,688㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番についてですが、2番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。
	(2番委員・退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字中高原、地目は畑が2筆、合計面積は1,896㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は2,128㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり4,699円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番についてですが、9番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>

	(9 番委員・退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 5、大字川辺字赤坂、地目は畑が 2 筆、合計面積は 2,861 m <sup>2</sup> です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 9 番委員の入室を許可します。
	(9 番委員入室・着席)
議長	次に 6 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 6、大字川辺字城ノ平、地目は畑が 2 筆、合計面積は 808 m <sup>2</sup> です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 7 番、8 番については権利の設定を受けるものが同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 7、大字川辺字堀内及び城ノ平、地目は畑が 2 筆、合計面積は 1,348 m <sup>2</sup> です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。 番号 8、大字川辺字上高原、堀内、城ノ平、地目は畑が 7 筆、合計面積は 8,373 m <sup>2</sup> です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 9 番についてですが、2 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。
	(2 番委員・退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 9、大字川辺字上高原、高原、赤坂、城ノ平、城ノ上、地目は

議長	<p>畑が 12 筆、合計面積は 33,833 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 2 番委員の入室を許可します。</p> <p>(2 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に 10 番、11 番については権利の設定を受けるものが同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 10、大字川辺字上高原、赤坂、堀内、城ノ平、城ノ上、地目は畑が 15 筆、合計面積は 25,193 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 11、大字川辺字上高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 3,084 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 12 番、13 番については権利の設定を受けるものが同一につき一括して審議いたします。ここで 13 番についてですが、皆さんにお諮りします。2 番委員が農業公社に貸している農地のことで、公社から受け手に転貸する場合、2 番委員は退席したほうが良いと思いますか。</p>
1 番委員	<p>別にいいのでは。公社からの転貸の分なので。</p>
議長	<p>2 番委員は公社に貸していますが、ここで出てきているのは公社からの転貸の分なので、皆さんの判断で、やはり退席したほうが良いとおっしゃるのであればですが、いかがでしょうか。退席しなくても良いとおっしゃるなら。</p>
委員多数	<p>いいと思います。</p>
議長	<p>いいですかね。それでは続けさせていただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 12、大字川辺字上高原、中高原、岩坂、地目は畑が 9 筆、合計面積は 12,638 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。</p> <p>番号 13、大字川辺字上高原、中高原、岩坂、赤坂、地目は畑が 35 筆、合計面積は 51,133 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に14番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号14、大字川辺字城ノ平、地目は畑が2筆、合計面積は808㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に15番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号15、大字川辺字城ノ平、地目は畑が1筆、面積は982㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に16番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号16、大字川辺字上高原、赤坂、地目は畑が4筆、合計面積は3,407㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に17番から19番については権利の設定を受けるものが同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号17、大字川辺字上高原、赤坂、地目は畑が3筆、合計面積は3,839㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号18、大字川辺字上高原、地目は畑が5筆、合計面積は6,766㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号19、大字川辺字上高原、堀内、地目は畑が3筆、合計面積は3,534㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。</p>

議長	<p>期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 11月10日(木)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前 時 分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年10月11日

相良村農業委員会

署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 5番 \_\_\_\_\_ (印)